



## 1 消防訓練について（防火管理者の選任が必要な防火対象物）

消火訓練	消火器や屋内消火栓などの消火設備を使用した初期消火に関する訓練など
避難訓練	建物内に発災を知らせ、避難誘導、避難設備を活用した訓練など
通報訓練	発災確認後、建物内に周知し、消防機関に通報する訓練など

<b>特定防火対象物</b> 飲食店・物販店・ ホテル・病院・ 福祉施設など	消火訓練	年2回以上の実施が義務
	避難訓練	年2回以上の実施が義務
	通報訓練	年1回以上の実施が義務
<b>非特定防火対象物</b> 学校・工場・倉庫 ・事務所など	消火訓練	消防計画に定めた回数
	避難訓練	消防計画に定めた回数
	通報訓練	消防計画に定めた回数

## 2 通報訓練実施要領

- ① 通報訓練を実施する直前に、情報指令センターに訓練が実施可能か確認してください。

**【東部消防局情報指令センター ☎0857-23-0119】**

※災害事案と重複を防ぐために直前に確認してください。災害事案と重複している場合は、情報指令センター職員と調整してください。

- ② 通報訓練が実施可能であれば受話器を置き、119番をダイヤルする。  
 情報指令センター職員が「はい、119番消防です。火事ですか？救急ですか？」  
**「訓練火災です。」**とはっきりと伝えてください。
- ③ 落ち着いて訓練を実施しましょう。
- ④ 通報訓練用メモ（事前に記入しておき、電話付近に備えておくと便利です。）

①第一声	<b>訓練火災です！！</b>
②所在地	
③名称	
④出火場所	
⑤逃げ遅れ有無 けが人有無 初期消火状況 など	